# 平成27年度第1回南魚沼市総合教育会議資料

# 南魚沼市教育基本計画について

市民憲章を教育の視座から具現化する

平成27年4月24日 南魚沼市教育委員

## 市民憲章とめざす教育の関連(案)

2014, 12, 12 基本計画検討委員会

## 南魚沼市市民憲章



- ☆ 人間を大切にします
- ☆ 自然を大切にします
- ☆ ものづくりを大切にします



#### 基本的方向

市民憲章を教育の視座から具現化

#### ☆人間を大切に

- ・「一人一人が大事にされ生かされること」(個と しての自己実現)
- ・(家族や社会の一構成員としてよりよい世界を建設しようとする)「他者を尊重し責任ある行動のとれる 賢明で善良な人づくり・市民づくり教育」

#### ☆自然を大切に

- ・単なる物理的な山・川だけではなく、豪雪地南魚沼の自然がはぐくんだ「歴史や文化」をも包含する広い概念
- ・自然や歴史・文化への理解を深め、それらの財を 大切に保存・継承・発展させ「ふるさとを誇りに 思う教育」

#### ☆ものづくりを大切に

- ・コシヒカリに代表される生産活動のみをさすのではなく、そこではぐくまれてきた「知恵」、「感性」、「態度」や「価値意識」など、「生きていくうえでの礎としての働くこと」の大切さに言及した文言である
- ・農業や観光に代表される「地域の産業振興 関連の実践的教育」と「働くことの価値」意 識と誇りの醸成教育」



# 南魚沼市がめざす教育(案)

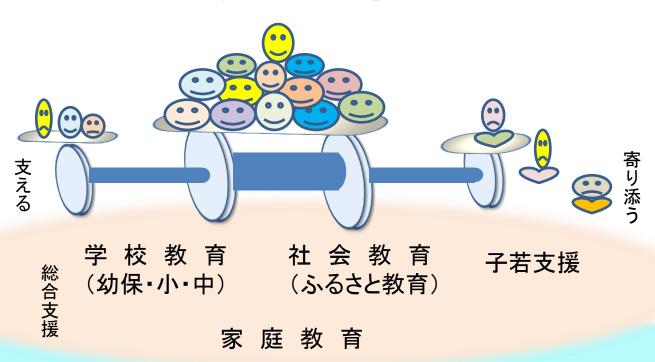
2014, 12、12 基本計画検討委員会

- 1、一人一人を大事にし、自信と希望を与え、笑顔あふれる教育
- 2、幼児から高齢者まで、生涯にわたっての学びを可能とする教育・学習
- 3、お互いの人権を尊重し責任ある行動と協働ができる賢明で善良な人づくり・市民づくり教育
- 4、自然や歴史・文化への理解を深め、享受し、それらの財を大切に保存・継承・発展させ「ふるさとを誇りに思う」教育
- 5、地域産業振興と「働くこと」に対する総括的・実践的教育
- 6、国際交流、良質な文化・異文化との接触などを通して、「国際理解」「他地域理解」教育
- 7、「家庭教育力」「地域教育力」の醸成と活力ある「コミュニティの形成」に資する教育

南魚沼市の 教育俯瞰図



幼児から高齢者まで、「生涯にわたっての学びをできるだけ近場で可能とする」教育・学習



健康・福祉・保健・医療・児童相談・地域振興・高等教育・民間など関連機関・団体など

幼 園 児 生 学 若者 児 児 童 徒 生

成人

壮年

高齢者

現在は子育て支援課

学保 校育

New 幼保 小・中

家庭

家庭教育

(しつけ 責任 価値(善悪)基準)

(肯定的に生きる活力の糧の補充)

教育相談・助言(本人、親など)

子どもの

家庭教 <sup>八</sup>学童 育支援 <mark>支援</mark> 若者(居場 所)支援

現在は子育で支援課 放課後

放課後·休日教育

地域

(公民館活動・青少年育成会義との連携・発展)(地域の教育力に期待)

(郷土の自然・伝統・習慣・文化の理解・体験・世代継承)

New ふるさと教育

生 涯 学 習 (社 会 教 育)

例、次世代塾など

例、ものづくり・自然保護・健康・教養・趣味講座など

コミュニティカレッジ的

教育委員会

教 育 支 援 (子ども・若者・家庭への) 教育現場の監督・指導、相談、研修など 教育文化関連施設・設備の運営管理・監督など 教育・文化関連施策の立案、実施、啓蒙・推進など

強か密連

福祉保健部・子育て支援課

子ども・子育て会議 地域子育て支援拠点 ファミリー・サポート・センター事業 妊婦健診 乳児家庭全戸訪問事業など

# 教育基本計画まとめ冊子(案)

2014, 12, 12 基本計画検討委員会

## I 教育基本計画(後期総論編)

- 1、策定にあたって
- 2、策定の背景
- 3、現状と課題そして方向
- 4、めざす教育とその枠組み
- 5、計画推進にあたって
- 6、関連資料



#### Ⅱ、学校・幼児教育推進編

- 1、学校教育推進編策定にあたって
- 2、策定の背景
- 3、学校教育の現状と課題そしてめざす方向
- 4、今後5年間に実施すべき方策
- 5、計画推進にあたって

関連資料

#### Ⅲ、生涯学習•社会教育推進編

- 1、生涯学習・社会教育推進編策定にあたって
- 2、策定の背景
- 3、生涯学習・社会教育の**現状と課題そして** めざす方向
- 4、今後5年間に実施すべき方策
- 5、計画推進にあたって

関連資料



#### Ⅳ、子育で・若者育成支援編

- 1、子育で・若者育成支援編策定にあたって
- 2、策定の背景
- 3、子育で・若者育成支援の現状と課題そしてめざす方向
- 4、今後5年間に実施すべき方策
- 5、計画推進にあたって

関連資料



#### V、家庭教育編

内容構成は検討中

## 計画策定体制

I、教育基本計画(後期総論編)

事務局で「たたき台」をつくり、教育委員全員で協議し、最終案策定

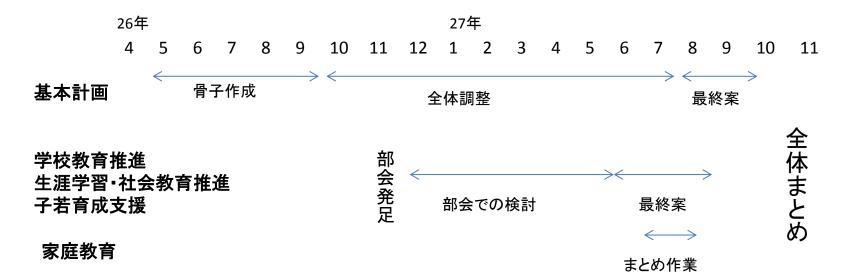
Ⅱ、学校・幼児教育推進編

事務局で「たたき台」をつくり、部会で協議後、部会と教育委員で最終案策定

- Ⅲ、生涯学習・社会教育推進編 同上
- Ⅳ、子育で・若者育成支援編 同上
- V、家庭教育編

家庭教育は、学校教育、生涯学習・社会教育、子ども・若者育成支援と、深くかかわり、重要である。それぞれの領域の視点で検討し、それらの成果を委員会でまとめる。

# 計画策定スケジュール



## 計画策定進捗状況例

#### 生涯学習・社会教育推進部会 1

# (新)教育基本法(平成18年)

生涯学習・社会教育推進部会資料 2015, 4, 22

### (教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。 (教育基本法第一条)

## (生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。(教育基本法第三条)

#### (社会教育)

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び 地方公共団体によって奨励されなければならない。(教育基本法第十二条)

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

生涯学習とは、家庭教育や学校教育、社会教育、 個人の自学自習など、人々が生涯にわたって取 り組む学習のこと

文部科学白書 2011より

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。(教育基本法第3条)

## 南魚沼市では

〇義務教育期を終えると、市内での高等教育を享受する機会は、極めて少ない。長岡市や新潟市、関東都市圏に行かざるを得ない。

○社会教育については、ようやくハード面では整いつつあるが、ソフト 面では旧態依然。社会教育主事取得者がいないのでは?

〇教員・教育関連人事の異動が激しく、安定・継続性に限界がある。

. . . . . . . . . . .



幼児から高齢者まで、「生涯にわたっての学びを可能とする」持 続可能な生涯学習システムと青年期・成人期を中心とし、現代社 会に適合した学習の機会をできるだけ近場で確保することがどう しても必要

中 自分みがき指向 央 主 導

地域創生·継承·発展指向 地 域 主 導

児童・生徒期 幼児期

青年期 成人期

高齢期? Culmination幸齢期?

幼•保教育

小•中•高教育

大学•大学院

放送大学•通信教 育・サイバー大学

教育チャンネル・ **ICT** 

社会教育(公民館、図書館、美術館・博物館、体育施設、文化会館 ・・)



# 〇〇 カレッジ

〇研修所的職業•実学教育

〇大学的教養教育

〇カルチャーセンター的趣味・

娯楽活動

○「ふるさとの実態」を把握し、

活力ある「コミュニティの存続・発 展」と「地域産業振興」に資する ○「ふるさとの将来を担うリー

ダー」の養成

〇自主ゼミナール・・・・

0000

〇サロン風社交の場

〇健康・運動・連帯・・・

〇永年の経験や知恵・ 技などを次世代に伝え る。(語り部・講師・・・)

New

ふるさと教育

0000

○自然や歴史・文化への理 解を深め、享受し、それら の財を大切に保存・継承・ 発展させ 「ふるさとの誇 り」を醸成する教育

学びあい、教えあい、伝えあい そして輝く 和と輪と環

仮称南 魚 沼 市 生 涯 学 習 センタ